

第三者行為求償事務の注意点

介護サービスの利用に関して、かかる費用のうち、原則1割(2割)分を利用者が負担し、残りの9割(8割)分を介護保険(うるま市)が負担(保険給付)しますが、交通事故等の第三者行為が原因で要介護状態になったり、要介護度が重度化して、介護サービスが必要となった被保険者(被害者)が介護サービスを利用した場合、その費用は加害者である第三者が負担すべきものとなります。

その場合の介護サービス費の保険給付相当額は、介護保険で一時的に立て替えて、あとで加害者に請求することになります。市が加害者に請求するためには、被保険者からお届出が必要となります。

A 被保険者に交通事故に遭われた場合

1 相手を確認する

加害者の氏名・住所・連絡先(自宅・携帯電話)・免許証番号・勤務先・車両ナンバー・車種・自賠責保険と任意保険会社名・証明書番号等を確認してください。

2 警察に届け出る

事故の大きさやケガの程度にかかわらず、必ず警察署に届け出る。治療費が発生する場合、「事故証明書」をもらってください。

3 示談は慎重に・・・

安易に示談をしてしまうと、医療費・介護保険費の補償が受けられない等、トラブルの原因となりますので、示談を行う前に必ずうるま市(介護長寿課)に連絡してください。

B 介護サービスを受ける場合

4 第三者行為による介護サービスの受給について

第三者が起こした行為(交通事故、傷害等)により介護サービスを受ける必要が生じた場合、65歳以上の高齢者で介護認定を受けていれば必要な介護サービスを受けることができます。

5 介護サービスの開始時期

交通事故に遭い、医療機関での処置(手術・治療等)を受けたのち、リハビリ等の回復訓練等を経て、退院されたあと、介護サービスの必要性がある場合は、介護認定の手続きや介護認定の区分変更等の手続きを行い、ケアプランに基づいた介護サービスを受けることとなります。

6 第三者行為による介護サービスの対象期間

被保険者が医療機関等から退院され、介護サービスを受けることになった場合、被保険者の症状が安定・回復する間が、第三者行為による求償(損害賠償請求)対象期間となります。しかし、症状が安定する期間はいつなのか判断する基準が個々の状態によって違ってくるため、一概にいつからいつまでという基準がない状況である。

これまでの例をみると「概ね6か月から1年6か月」が求償対象期間だと考えている。